○財務省令第三十八号

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第四百七十三条第二項第一号、第四百八十一条第一号及び第五百二十九条第六号の規定に基づき、国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　財務大臣　麻生　太郎

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表の7の項中「及び第九十条の六の二」を「、第九十条の六の二及び第九十条の六の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項第二号中「、日本万国博覧会記念機構分科会」を削る。

第七条第二項中「奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第二十二条第一項」を「奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十五条第一項」に改める。

第百九十条の四第二項中「第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。」を「第二十七条において準用する場合を含む。」に改め、「及び第二項」を「、第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第百九十一条第一項中「二百四十三人」を「二百四十四人」に改める。

第百九十一条の二第一項中「三十四人」を「三十三人」に改める。

第百九十二条第一項中「四十人」を「三十九人」に改める。

第百九十六条第二十六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同条第三十一号中へを削り、トをヘとし、チからムまでをトからラまでとする。

第百九十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二百十八条第一項第四号中「奄美群島振興開発特別措置法第二十二条第一項」を「奄美群島振興開発特別措置法第五十五条第一項」に改め、同項第十五号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第二百二十一条第一号中トを削り、チをトとし、リからナまでをチからネまでとする。

第二百二十七条第一項第三号中「ワからレ」を「ヲからタ」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホからレまでをニからタまでとする。

第二百二十八条第一項中「四百七十七人」を「四百八十二人」に改める。

第二百二十九条第一項中「四十二人」を「四十三人」に改める。

第二百三十一条第一項中「八十一人」を「七十六人」に改める。

第二百三十二条第一項中「六百人」を「五百九十六人」に改める。

第二百三十二条の二第二項中「カからネ」を「ワからツ」に改める。

第二百三十四条第一項中「三百十九人」を「三百二十一人」に改める。

第二百三十七条第二項中「、近畿財務局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務並びに独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する事務のうち財務局長が定める事務を」を削り、「関東財務局」の下に「、近畿財務局」を加える。

第二百五十条第一項中「二百四十八人」を「二百五十一人」に改め、同条第二項及び第三項中「並びに独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する事務のうち財務局長が定める事務」を削る。

第二百五十一条第一項中「百四十二人」を「百三十九人」に改める。

第二百五十二条第一項中「三十六人」を「四十人」に改める。

第二百八十五条第一項中「八十三人」を「八十六人」に改める。

第二百九十八条第一項中「四百十二人」を「四百十六人」に改める。

第二百九十九条第一項中「四十三人」を「四十四人」に改める。

第三百二十一条第一項中「二百十四人」を「二百十二人」に改める。

第三百二十二条第一項中「九十三人」を「九十六人」に改める。

第三百三十七条第一項中「三百四十三人」を「三百四十七人」に改める。

第四百五条第五項中「四十人」を「三十九人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万九千三百三十五人」を「一万八千九百九人」に改める。

附則第四十七項を附則第四十八項とし、附則第四十一項から附則第四十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第四十項中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に改め、同項を附則第四十一項とする。

附則第三十九項中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に改め、同項を附則第四十項とする。

附則第三十八項中「附則第三十二項」を「附則第三十四項」に改め、同項を附則第三十九項とする。

附則第三十七項中「附則第三十二項」を「附則第三十四項」に改め、同項を附則第三十八項とする。

附則第三十六項を附則第三十七項とし、附則第三十五項を附則第三十六項とする。

附則第三十三項の前の見出し及び同項を削り、附則第三十四項中「及び前項に規定する事務」を削り、同項を附則第三十五項とし、同項に見出しとして「（沖縄地区税関保税地域監督官の職務の特例）」を付する。

附則第三十二項を附則第三十四項とし、附則第二十九項から附則第三十一項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第二十八項中「附則第二十二項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第三十項とする。

附則第二十七項中「附則第二十二項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十九項とする。

附則第二十六項中「附則第二十項及び附則第二十一項」を「附則第二十二項及び附則第二十三項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第二十五項中「附則第二十項及び附則第二十一項」を「附則第二十二項及び附則第二十三項」に改め、同項を附則第二十七項とする。

附則第二十四項を附則第二十六項とし、附則第十九項から附則第二十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を附則第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

（財務局の管財部管財総括第一課、管財総括第二課、管財総括第三課及び管財総括第四課の所掌事務の特例）

20　近畿財務局の管財総括第一課は、第二百三十七条に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、附則第八項に規定する事務のうち財務局長が定める事務をつかさどる。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十二項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十一項中「附則第十四項各号」を「附則第十五項各号」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十項中「附則第十四項各号」を「附則第十五項各号」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「附則第十七項各号」を「附則第十八項各号」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「附則第十七項各号」を「附則第十八項各号」に改め、同項を附則第九項とする。